

報告の手法等について（案）

項目案

1 報告対象の答弁の選定

⇒ 報告を求める答弁は質問した議員が選定

2 報告を求める時期

⇒ 報告を求めるのは約半年後

3 報告を求める回数

⇒ 報告を求める回数は約半年後に1回のみ